

岐阜県文化財保存活用大綱（素案）に係るパブリックコメント及びその対応

1 大綱の構成に関する意見

	箇所	意見内容	ご意見に対する県の考え方・対応
1	P19～28	数値などの統計データは本文中ではなく、「参考資料」に一括掲載しても良い。	ご意見のありました掲載方法については、より見やすく、理解が深まるものとするため、本文中に数値データを掲載することとしています。
2	P30～31	「課題」整理にあたっては、岐阜県におけるこれまでの取り組みを踏まえた具体的な記載にしたほうが良い。また、「課題整理→基本方針→講ずる措置」の順番の方が良い。	県としては、これまでの取り組みを踏まえ、市町村の文化財保存活用地域計画の作成や文化財のデジタルアーカイブ化、観光・まちづくり等との連携の促進などが重要な課題と考え、それらについて記載しております。 なお、ご意見を踏まえ、「課題整理→基本方針→講ずる措置」の順に構成を見直します。
3	P33	「講ずる措置」の具体論に入る前に、県・市・所有者等の役割分担を明確にしたほうが良い。	ご意見を踏まえ、県、市町村及び所有者等の役割について、「講ずる措置」の冒頭に記載します。
4	P37	「講ずる措置」の最後に、重点的に取り組むべき事項に触れたほうが良い。	ご意見のありました記載について、「講ずる措置」に記載したものは、そのすべてが県が重点的に取り組む事項であると考えています。
5	P39	「3 市町村への支援」に市町村の広域的な連携への支援に関する項目を追加したほうが良い。	ご意見のとおり、県が市町村の広域的な連携を支援することは重要であると考えますので、「第3章 3市町村への支援 (3) その他の支援」に、広域的な連携への支援について追記します。

2 大綱の内容に関する意見

	箇所	意見内容	ご意見に対する県の考え方・対応
1	P4	「1 文化財の法制度」の本文1段落目の内容は、文化財保護法第1条のみを記載するか、もしくはこれに第3条及び第4条を要約して附記するほうが良い。	ご意見のありました記載は、文化財の類型や指定制度の考え方の導入として記載しました。「地域社会総がかり」で取り組む視点については第2章、第3章において記載しております。

	箇所	意見内容	ご意見に対する県の考え方・対応
2	P7	「□部は岐阜県の指定文化財」という囲みは不要ではないか。	ご意見を踏まえ、国の文化財体系と、県の文化財体系を分けて記載します。
3	P11～17	「3 本県の文化の特徴」記載の中で岐阜県が有する世界遺産について、明示したほうが良い。	ご意見のありました世界遺産について、「第1章 4本県の文化財の状況」に記載のユネスコ世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に加え、世界かんがい施設遺産、世界農業遺産についても記載します。
4	P12	本文3行目の「窯業生産技術」は、「窯業製品の生産技術」「窯業の技術」というような表現の方が適当。	ご意見を踏まえ、文言を修正します。
5	P12	[古代]の第2段落において、律令にも規定のあった「飛騨匠」に触れるべきだと考えます。	ご意見のありました「飛騨匠」については、飛騨地域のものづくりの歴史・文化を象徴する存在ではあると考えますが、古代における寺院建立との関連性が必ずしも明確ではないことから、ご指摘の項目における記載ではなく、産業面における特徴的なものとして「第1章 2本県の概要(2) 産業」で記載しています。
6	P12	[古代]の第2段落において、美濃国府が美濃の西側にあった理由の記載については、当時の地理的・軍事的な事情を踏まえても良い。	ご意見のありました記載について、地理的・軍事的な根拠のほかにも様々な考え方がありますので、「国府が都寄りの場所に設置された顕著な例」として、説明を留めています。
7	P12	[古代]の第4段落目において、観音信仰の広がり、それを今に伝える「華嚴寺」について追記すべき。	ご意見のありました「華嚴寺」については、多くの文化財を所蔵し、また、日本遺産の構成文化財となるなど、古代における代表的な寺院であることから、ご意見を踏まえ、例示に追記します。
8	P13	[近世]冒頭の説明は、関ヶ原の戦いが、関ヶ原古戦場だけでなく、県内の様々な地域が舞台となっていたことに触れた方が良い。	ご意見を踏まえ、関ヶ原の戦いが様々な舞台で行われたことを示す記載とします。
9	P13	[近世]第1段落最後の2行はもう少し詳細に記載したほうが良い。	ご意見を踏まえ、家康の娘婿と加納藩、尾張徳川家の記載について、修正します。
10	P15	「(2) 圏域ごとの文化的特徴」は「(2) 圏域ごとの特徴」でも良いか。	ご意見を踏まえ、タイトル及び本文を修正します。

	箇所	意見内容	ご意見に対する県の考え方・対応
11	P15～17	各圏域の説明文にある市町村名の列挙は不要。	ご意見のありました市町村名の列挙については、岐阜県のこと（各圏域の構成市町村）を知らない方にも、本文だけで理解していただけるよう、記載をしています。
12	P15	[岐阜圏域]の説明文第1段落の後半の漁の説明の中に「やな漁」を追記すべき。	ご意見のありました「やな漁」については、広く県内の各圏域で行われていることから、ここでは特に岐阜圏域を中心に行われている漁を例示として記載しています。
13	P15	[西濃圏域]の説明文第1段落の隣接県に「愛知県」が漏れており、追記すべき。	ご意見を踏まえ、「愛知県」を追記します。
14	P15	[西濃圏域]の説明文第2段落において、この圏域が「東西文化の結節点」とも言われる点について触れてはどうか。	ご意見のとおり、西濃圏域は美濃国の政治経済の中心であるとともに交通の要衝でもあったことから、一般的には西濃圏域が「東西文化の結節点」と言われますが、一方で、西濃圏域よりさらに広範囲を「東西文化の結節点」とする意見もあることから、この点については記載しないこととしています。
15	P33	「②県民への文化財の情報発信」における発信手段の中で、SNS・VR・AR・動画配信・メディアとの連携にも触れるべき。	ご意見を踏まえ、情報技術の活用 of 取組みについて、追記します。
16	P33	「③博物館等における文化財に触れる機会の充実」において、博物館等において情報を「わかりやすく発信する」という点を考慮したほうが良い。	ご意見のとおり、博物館等において情報を「わかりやすく発信する」という点は、文化財に対する理解や関心を醸成するために重要であると考えています。本文では「各施設において、多様なニーズに対応した展示や解説などの充実を図る」といった記載にしていますが、引き続き、情報の「わかりやすい発信」にも努めてまいります。
17	P34	「④文化財の保護の徹底」において、未指定文化財の保存に係る記載を追記したほうが良い。	ご意見を踏まえ、未指定文化財の保存について、追記します。
18	P34	「②市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成の促進」の最後の1文にある「近隣市町村との連携による作成」の部分は、積極的な理由による連携の必要性に触れるべき。	ご意見のとおり、複数市町村が連携して文化財の保存・活用に取り組むことは、より効果的・効率的な保存・活用を進めるために重要であると考えますので、積極的な理由による市町村の連携について、追記します。

	箇所	意見内容	ご意見に対する県の考え方・対応
19	P34	当該項目の最後に「⑧資金確保手段の多様化」という項目を追加してはどうか。	ご意見のとおり、文化財を安定的に保存するため、民間資金を活用した財源の確保を図り、その情報を県と市町村で共有することも重要であると考えますので、「第3章 3市町村への支援 (2)各種情報提供」に、資金確保手段の情報共有について追記します。
20	P35	「①担い手の育成」において、文化財の保存・活用の一端を担う団体の育成に係る記載があっても良い。	文化財の保存・活用にあたり、民間や各種団体等と連携して取り組んでいくことは重要であり、現在も連携・協働して活動を進めているところです。こうした連携や協働に関しては、「第5章 2他の機関との連携」に記載しており、ご意見いただいた団体の育成も含めて取り組んでまいります。
21	P35	「④学校教育、社会教育との連携」について、「学校教育」については、教材の開発、「社会教育」については、高等教育機関等と連携した公開講座の充実を追加してはどうか。	県民が幼少期から文化財と触れ合い、文化財への理解を深め、本県の歴史・文化のすばらしさを認識し、地域に対する愛着を育むため、学校教育・社会教育と連携した取組みを充実させることは重要であると考えます。本文においては、その取組みの一部を例示しておりますが、ご意見いただいた点も含め、引き続き、県教育委員会等と連携した取組みを進めてまいります。
22	P36	「①観光、まちづくり等との連携の促進」について、「文化観光推進法」に係る制度の活用に触れたほうがよい。	ご意見を踏まえ、「文化観光推進法」について、追記します。
23	P36	「①観光、まちづくり等との連携の促進」における「歴史的風致維持向上計画」の記載について、「文化財保存活用地域計画」との整合だけでなく、当該計画自体の策定を促進する記載も必要ではないか。	ご意見のとおり、「歴史的風致維持向上計画」の策定自体が、文化財の保存・活用に関してメリットがあると考えため、その策定促進に対する支援についても追記します。
24	P39	「2 本県の役割」の最後に記載のある「市町村職員の資質向上等の支援」について、「3 市町村への支援」に具体的な内容を記載したほうが良い。	ご意見のありました点については、「(3)その他の支援」に、具体的な支援内容として「文化財エキスパートバンク登録者の派遣」「講演会・相談会の実施」などの取組みを記載しています。
25	P41	「2 発災時に係る対応」表中「指定文化財等の所有者又は管理者」－「被災文化財の対策」の欄に必要事項を記載すべき。	ご意見を踏まえ、所有者等が対応すべき事項について、追記します。